

## 平成 23 年度東日本大震災第 3 回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 7 日（火） 10 : 05 ~ 10 : 55
- 2 場 所 青葉区役所 4 階第 1 会議室
- 3 出 席 阿部重樹委員長，大場光昭副委員長，庄司健治委員，花島伸行委員，  
阿部俊昭委員，鈴木清隆委員，早坂俊典監事，尾町雅文監事

○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。

（配布資料の説明・確認）

（傍聴者への注意事項等の説明）

○事務局 委員長からご挨拶いただく。

（委員長挨拶）

○委員長 始めに報告事項①について事務局より説明いただきたい。

○事務局 社会課から，報告事項①②と併せて報告したい。

○委員長 お願いします。

○事務局 4 ページ目の資料 1 「義援金受付団体」受付分として，日本赤十字社・中央共同募金会・日本放送協会・NHK 厚生文化事業団の受付分は約 3,478 億円に上っている。日本政府受付分は 32 億円になっている。そのうち，本市は，宮城県を通して，これまでに 40 回の配分を受けており，総額では 698 億円に上っている。次に，宮城県災害対策本部に直接寄せられたものは，17 万件・243 億円で，そのうち，本市へはこれまで 34 回の配分があり，総額では 106 億円となっている。さらに，仙台市災害対策本部へ寄せられたものは，2,174 件・10 億 2,500 万となっている。

引き続き，5 ページ目の資料 2 であるが，仙台市の支給状況について，受付団体・宮城県による配分額，受付，支給状況は，資料のとおりである。配分対象は，合計で約 805 億円に上っている。そのうち，申請件数は，11 万 5 千件，申請件数に対する支給済率は 92.4% になっている。なお，配分金額に対する率が低い理由は，宮城県の 3 次配分決定後，まとめて宮城県から送金されたことによる。これについては，まだ，申請がされて

いないため、率は平時より落ちている。

次に、仙台市災害対策本部分の受付分であるが、前回の配分委員会において、6月で決定している配分基準である。その支給状況は資料のとおりである。

○委員長 それではただいまの説明についての質問等があればお願いしたい。

○委員 配分金額に対して、支給済みの率が84.6%となっているが、これからも引き続き申請を受付する予定があるのか。

○事務局 県から津波浸水地域等への上乗せや人的被害への上乗せ分が、先日、既にまとめて配分されたことにより、支給済み件数に対する割合が下がっている。義援金の受付の申請を締め切ったということはない。

○委員 母子・父子世帯は全体で50%割っている。支給に対する何かしらの対応を考えているのか。世帯によっては、様々な環境にある。申請する義援金の被害区分により必要な書類等がそれぞれあり、それが分かりづらく、申請していない人もいるのではないか。何かしらの申請しやすいような方策等を立てる必要があるのではないか。

○事務局 母子・父子世帯への勧奨は、児童扶養手当の関連のお知らせ文の送付物の中に、義援金の申請に関するチラシを同封したり、他には、各学校等へも勧奨等のお願いをしたりしている状況にある。今後の個別勧奨も検討する。

○委員 そういうことではなく、配分対象・被害区分によって、それぞれ、独自に必要な書類がいるということで、それが、事実として、家庭によっては、申請でネックになっているものがある。添付する書類がいろいろあって集めるのが大変な方もいる。そういう方への配慮も必要かと。

○事務局 併せて検討する。

○委員長 他になければ、報告事項③についてお願いします。

○事務局 宮城県の委員会の3次配分の説明である。人的被害への上乗せや施設入所者への上乗せ等が決定した。さらに、半壊以上の津波浸水区域内の住家に対して配分が決定した。さらに、加算分として、応急仮設住宅未利用世帯への加算が追加された。この理由は、津波の流出による著しい財産の損害があったことなどによることと、加算については、生活家電6点セットを支給されていない、すなわち、公的支援を受けないで生活

再建を行っているという方への支援が必要と決められた。この内容について、宮城県の委員会で決定している。結果として、死亡行方不明合計 110 万円、浸水区域内での住家被害であれば、全壊 20 万円、大規模半壊 10 万円、半壊 5 万円を上乗せ。また、津波浸水区域の大規模半壊以上で、応急仮設住宅未利用者世帯へさらに 10 万円を加算。母子・父子世帯・施設入所者へもそれぞれ 10 万円上乗せされる。

ここで、津波浸水区域については、国土交通省国土地理院の津波浸水区域概況図を参考に市町村が決定することとなっている。今からお諮りする内容のひとつであり、ご議論いただきたい。

○委員長 このことについて質問はあるか。

○委員 県の配分項目に追加された、津波浸水区域の住家被害の支給対象者であるが、世帯主が既に死亡している場合は、誰が対象となるのか確認したい。災害弔慰金のように、相続人の代表者というような受付と同じであり、これは、同じ世帯内の方とは限らないのか。別世帯であっても相続の対象者となるのか。

○事務局 災害弔慰金の場合は、支給順位の一番上の方という概念だが、当該住家被害の場合において、被災日時点の世帯主が既に死亡しているは、原則として、同一世帯の世帯員で、新たな世帯主が申請者となる。

○委員 もともと世帯に入っていた方で存命の方がまず申請者となるという理解であるか。

○事務局 お見込みのとおり。

○委員長 報告事項①②③について報告を受けたこととしたい。よろしいか。

(了)

○委員長 それでは、協議事項に移る。①津波浸水区域の設定について事務局より説明を求めらる。

○事務局 9 ページごらんいただきたい。宮城県義援金配分委員会で決定された新たな配分項目として、津波浸水区域の半壊以上の世帯に配分されることとなった。国土交通省国土地理院の津波浸水概況図を参考にして市町村が決定するものと決められた。これをうけて、仙台市も津波浸水区域を決定する必要がある。今回、仙台市の義援金配分委員会事務局案として提案するのは、「本市の平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の課

税免除区域として告示されている区域。」資料の 10 ページの地図のうち、「指定区域」とされている地域であるがこちらとさせていただきたい。理由としては、津波浸水概況図は航空写真ベースであくまで概略的に地域を線引きしている。一方、本市の課税免除区域は浸水概況図等を参考に、職員による現地調査等により作成し、地番も明確にして精度が高い。また、義援金支給は経済的支援という性質をもつ。被災者へ対する経済的支援策の対象区域を一本化できる。また、対象区域が既に設定されているので配分を迅速に行うことができる。以上のことから、既に 6 月に告示した区域を配分の区域に採用したい。

○委員長 事務局の説明について質問などいただきたい。

○委員 県の配分項目としては、国土交通省国土地理院の津波浸水概況図を参考に市町村が決定するとされている。県内の他の市町村はどのような状況か。もし、情報があれば教えていただきたい。

○事務局 あくまで、各市担当者からのヒアリングであるが、固定資産税・都市計画税の課税免除区域とする予定であるのは、岩沼市、東松島市、石巻市など。多賀城市は長期避難区域を考えていると聞いている。これは、あくまで、担当レベルの回答である。

○委員 国土交通省の津波浸水概況図と課税免除区域は、対象地域はどちらが広いのか。

○事務局 それぞれの境界は一概には言えず、広いところもあり狭いところもある。ただし、国土地理院の津波浸水概況図は、3 月 12～13 日に撮影した空中の写真である。水田や集落等への浸水や瓦礫などの痕跡から浸水位置を空中写真から判読したもの。この情報には、注意書き等が示されており、浸水区域といっても、雲などで十分判読できない場所などがあると記されており、精度は落ちる。一方で、課税免除区域は、4 月ころから職員が現地調査等を行っており精度が高い。

○委員 航空写真はいつとったのか。

○事務局 3 月 12 日～13 日と聞いている。ただし、航空写真では、浸水の度合いとして、どれだけ上まで来ているのかなど、その深さはわからない。

○委員 国土地理院の公表概況図は、権利関係に一定の効果を与えるものではないということであるということでしょうか。あくまで、一資料として航空写真として示したものであるということの理解でしょうか。

○事務局 当該概況図は、市町村ごとに浸水区域の精度を高めるために調査している際の参考資料であると考えている。

○委員長 他に質問がないようなので、事務局案で決定してよろしいか。

(丁)

○委員長 次に、協議事項②仙台市の受付分の配分案について説明を願う。

○事務局 11 ページをごらんいただきたい。仙台市災害対策本部に寄せられた義援金の配分額と、配分項目の設定についてご説明する。先ほど、決定いただいた津波浸水区域の中にある全壊住家の世帯主を対象としたい。現在の支給済み件数等を踏まえて概ね約5,500件程度あると考えている。一世帯あたり10万円を配分する案である。

理由としては、津波の被害を受けた世帯は、家屋の流出、家財の流出など、甚大な被害により著しい財産の損失があり、宮城県でも支援がある。仙台市としては全壊世帯に特に金額を上乗せする。この場合の所要額は、5億5千万円ほどである。これまでに仙台市災害対策本部に寄せられた義援金の合計額は10億2,500万円である。既に支給済みである4億5,000万円を加えると10億330万円ほどとなり、ほぼ、寄せられた額に近くなるものである。

○委員長 12 ページの資料についても説明いただきたい。

○事務局 表については、市の2次配分案も含めたすべての配分の一覧表である。中ほどに津波浸水区域における住家被害とあるが、本日、協議いただいている内容であるが、全壊世帯には、例えば、20万と10万を加算し、既に100万を受けている方は、合計で130万円となるというような見方である。

○委員長 以上について、質問はあるか。

○委員 津波という全壊被害への配分を厚くするという考え方は、理解できるが、他に事務局として検討した対象者はあるのか。これまで様々な声もあると思う。そうしたことも含めて検討した対象者はあったのか。

○事務局 これまで意見や市民の声などから寄せられたものを紹介すると、前回の会議でも紹介したが、一部損壊世帯に対しても出すべきだとか。農地被害とか。宅地被害を対

象とすべきとか。丘陵地への被害への支援という声もある。また、同じ全壊でも、流出したところと市中のマンションとの被害のギャップが大きいのではないか。流出地域に厚く出すべきという声もあった。また、自己所有の家屋と借家人への一律支給はおかしいとか、住んでいるだけでなく、店舗へも出すべきではないかという様々な声がある。

しかし、農地被害については、被災農家で構成する復興組合、こちらが営業再開にむけて作付け困難な農地被害への復旧作業を行う場合に支援する制度がある。また、宅地被害については、仙台市に新たに丘陵地で地すべり等での被害に対して助成金等の制度を創設している。以上のことを踏まえながら、義援金については、津波流出世帯に焦点を当てたいと考えている。

○委員長 事務局案として決定してよろしいか。

(了)

○委員長 その他について事務局から説明を願う。

○事務局 それでは13ページをごらんいただきたい。配分以外の協議である。その他のひとつとして、仙台市災害対策本部の募集期間については、終了時期を設定していなかったが、全国の受付団体が来月31日で終了であるにもかかわらず、それ以降も義援金の提供をしたいという団体・人もいることを踏まえ、それより、6ヶ月延長した9月30日までとしたい。ちなみに、宮城県も同様に延長している。

また、宮城県では、最終的に、残額は「東日本大震災宮城子供育英基金」への配分が決定しているが、仙台市としては、募集期間終了後、9月30日以降に必要であれば、配分委員会を再度開催してその取り扱いについて協議をお願いしたい。宮城県の子供育英基金だが、震災当時、高校生以下であった遺児・孤児が、約850名いる。対象者の学年等に応じて、未就学児・小中学生、高校生、大学生あて一定額を支給し、その他一時金入学卒業等を支給しているものだがであるが、それに配分している。

○委員長 何か質問はあるか。

○委員 仙台市災害対策本部分の受付状況の伸び率は？増え方はどうなのか。

○事務局 前は、6月28日現在であるが、6億1,900万円。現在は、10億2,500万円、その間4億600万円ほど増えていることから計算すると、受付分の金額については、縮小傾向にある。

○委員 受付状況は低減しているということか。

○委員 宮城県がその募集期間を6月伸ばしたという根拠はあるのか。

○事務局 日赤等全国の受付団体の受付が3月31日以降も終了するが、県はその後も受け皿が必要と考えたとのこと。

○委員 6ヶ月といわず、例えば、半年でなく1年にするとか、今年いっぱいにするとかそのような案もあろう。

○委員 宮城県とあわせてということであれば、理解できる。宮城県が6ヶ月とした根拠はよくわからないが。

○委員 確かに、紛らわしくなく、県とあわせるということであるのであれば、そのように理解したい。

○委員長 その他の2件について異議なしとしてよろしいか。

(了)

○委員 以上で仙台市災害義援金配分委員会を終了する。多岐に亘るご意見ご質問に感謝する。

○事務局 長時間のご議論感謝する。次回の開催は未定。改めて、事務局からご案内したい。なお、本日の議事録は事務局で作成し、委員長に確認いただきたい。

(了)

○事務局 それでは、よろしく願う。